

一般社団法人日本パラフェンシング協会 謝金規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会(以下「本協会」という)の役員および事務局職員(以下「役職員」という)が本協会の業務遂行に関わる場合の謝金等支給について定める。

(謝金支給対象者および謝金の支給)

第2条 本協会は、謝金支給対象者に対し、別表に掲げる謝金支給基準表(以下「基準表」という)に定めた謝金額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協会は、助成事業として助成金を原資の全部または一部とする事業においては、当該助成金の受給にあたり課された定めを優先し、助成金の予算額等も勘案して合理的な謝金額を支給することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本協会以外の会議・事業主催者から謝金が支給される場合には、本協会からは謝金を支給しない。

(謝金支給対象事業)

第3条 本協会は、謝金支給対象者が、本協会および関係省庁・統括団体・関連団体主催の会議・事業へ出席・参加(書類審査・オンライン実施等を含む)した場合には、謝金を支給することができる。

- 2 前項の「本協会主催の会議・事業」においては、本協会理事会(以下「理事会」という)が承認し本協会代表者からの招集・依頼を受けた者を支給対象とする。
- 3 第1項の「関係省庁・統括団体・関連団体主催の会議・事業」においては、主催者から招集・依頼を受け、本協会理事会が参加を認めた者を支給対象とする。

(謝金の種類)

第4条 謝金の種類は、役職員謝金、委員謝金、指導者(コーチ)謝金、強化スタッフ謝金、事業スタッフ謝金、講師謝金、助言者謝金、その他専門知識を有する者の謝金等とする。

(謝金の調整)

第5条 本協会は、謝金の支給に関し、講師等の社会的地位等を勘案し、支給額の増減ができるものとする。ただし、増額して支給するときは、理事会の事前承認を得るものとする。また減額して支給しようとするときは、支給額について当該支給対象者と事前に合意する必要がある。

(謝金額)

第6条 事業にかかわる謝金は、3時間までは基準表の「1時間あたり」の金額を支給し、3時間を超えて業務を行った場合には基準表の「1日あたり」の金額を支給する。

- 2 会議を行った場合の謝金は、基準表の「1回あたり」の金額を支給する。ただし、会議が1時間未満または3時間以上なされた場合、理事会の決議を経て異なる額を支給することもできるものとする。
- 3 役職員に対する謝金の総額は、社員総会にて決定する。

(支払方法)

第7条 本協会は、原則として謝金を支給対象者本人名義の銀行口座に振込み、支払うものとする。ただし、未成年者の親権者や所属団体等本人以外への支払いが必要なときは、理事会へ申請し承認を得て支給するものとする。

(源泉徴収)

第8条 本協会は法令の定めるところに従って源泉徴収を行い、諸謝金額から差し引いた金額を支給対象者に支払う。

(支払決裁)

第9条 諸謝金の支払決裁は、本協会の会議・事業実施担当者が事務局長(経理責任者)に出席・参加の報告後、経理規程第12条に基づき、20万円未満の案件は事務局長の決裁とする。20万円以上の案件は理事会決裁とし、臨時に理事会を開催するか、メール決裁とする。決裁手続きについては、電子、メール、紙稟議のいずれかとし、理事会で決定する

(マイナンバーの提供)

第10条 本協会は、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を税務署へ提出するにあたり、本協会から謝金を受給された者を対象に、マイナンバー(個人番号)の提供を依頼することができる。提供方法は別に定める。

(支払明細書の発行)

第11条 本協会は、本協会から謝金を受給した者を対象に、原則として電子データで支払明細書を発行する。

(規格外事項)

第12条 この規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

1 この基準は、令和4年4月1日から適用する。

謝金支給基準表

		会議等	事業等		適用 番号
		1回 あたり	1時間 あたり	1日 あたり	
1. 役職員謝金	理事等役員 (内部・会員)	-	-	10,000 円	1
	理事等役員 (外部・会員外)	10,000 円	3,000 円	10,000 円	2
	職員	-	-	10,000 円	3
2. 委員謝金	委員 (内部・会員)	10,000 円	-	10,000 円	4
	委員 (外部・会員外)	10,000 円	3,000 円	10,000 円	5
3. 指導者・コーチ謝金	有資格者※1 (内部・会員)	10,000 円	4,000 円	15,000 円	6
	有資格者※2 (外部・会員外)	10,000 円	4,000 円	15,000 円	7
4. 強化スタッフ謝金	有資格者※3 (医師)	10,000 円	5,000 円	30,000 円	8
	有資格者※4 (医師以外)	10,000 円	4,000 円	15,000 円	9
		5,000 円	3,000 円	10,000 円	10
5. 事業スタッフ謝金	有資格者※1 (内部・会員)	10,000 円	4,000 円	15,000 円	11
	有資格者※2 (外部・会員外)	10,000 円	4,000 円	15,000 円	12
	有資格者※3 (医師)	10,000 円	5,000 円	20,000 円	13
	有資格者※4 (医師以外)	10,000 円	4,000 円	15,000 円	14
		5,000 円	1,000 円	4,000 円	15
6. 講師謝金		10,000 円	10,000 円	30,000 円	16
7. 助言者謝金		10,000 円	10,000 円	30,000 円	17
8. 専門知識を要する者		10,000 円	4,000 円	15,000 円	18

*1 上記の金額は上限金額とする。

*2 その他補助金等で行う事業に関しては、補助金の予算による。

*3 次に定める技術者については、補助金等で定める基準単価による。

(1) 手話通訳者

(2) ドーピングコントロールのメディカルオフィサー・テクニカルオフィサー等

(3) 上記以外の専門技術者

*4 次の事項は、理事会の承認を得るものとする。

(1) セミナー、シンポジウムのパネリスト、シンポジスト

(2) 選手・元選手・タレント等の著名人

(3) その他

*5 ※「有資格者」については、以下の資格とする。

※ 1 日本パラフェンシング協会認定コーチ・指導者

※ 2 日本フェンシング協会公認コーチ

※ 3 日本国内の医師免許を持つ医師(海外免許は理事会承認を要する)

※ 4 日本国内の免許・資格を持つ看護師・トレーナー(日本障がい者スポーツ協会・日本スポーツ協会公認トレーナー)・栄養士(管理栄養士・スポーツ栄養士)・心理士(スポーツメンタルトレーニング指導士・臨床心理士等)、その他理事会の認めた者

*6 海外派遣の場合の謝金

1)国際審判員が海外で開催される公認大会に公式審判員として参加する場合、その謝金は1日10,000円と定める。

2)週二日勤務の専任コーチが海外で開催される公認大会にコーチとして派遣される場合、その謝金は一日10,000円と定める。

以上